

令和4年12月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和4年12月19日（月）13時20分開会
2. 場 所 双葉町役場1階大会議室
3. 招 集 者 双葉町農業委員会会長 澤上 榮
4. 議事日程
日程第1 議事録署名人の指名について
日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について
5. 出席委員
農業委員
議席1 欠 員 議席2 木幡 治 委員 議席3 鵜沼 久江 委員
議席4 林 和男 委員 議席5 欠 席 議席6 高木 幸恵 委員
議席7 大橋 利一 委員 議席8 澤上 榮 委員
農地利用最適化推進委員
榎内 宏 委員 井戸川 弘幸 委員 渡辺 浩美 委員
6. 職務のため会議に出席した者の氏名
農業振興課長兼農業委員会事務局長 相楽 定徳
農業振興課課長補佐兼農業振興係長（併任） 大和田 千歳
専門員（併任） 大西 信治
7. 開会
【相楽事務局長】
定刻前ですが、皆さんお揃いですので、只今より、双葉町農業委員会12月定例総会を開催いたします。会長からごあいさつをお願いします。
8. 会長あいさつ
【澤上会長】
本日は、雪でお足元の悪い中、ご出席いただき、ありがとうございます。
本日の定例総会ですが、3条申請が1件のほか報告案件が2件提出されています。皆さんにはいつも通り慎重に審議していただくようお願いしまして、ごあいさつといたします。よろしくお願します。
9. 議事
【相楽事務局長】
ありがとうございました。議事に入る前に、高田委員、高玉推進委員より欠席のご連絡がありましたことを報告いたします。
それでは、会長を議長として議事を進行いたします、よろしく申し上げます。
【澤上会長】
只今の出席委員は6名です。定足数に達しておりますので、これより令和4年12月定例総会を開会いたします。議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長。

【相楽事務局長】

※資料により会務を報告。

【澤上会長】

本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人の指名について、議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により、議長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、議長が指名したいと思います。議事録署名人には、2番 木幡委員、7番 大橋委員の両名を指名いたします。

続きまして日程第2、議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【相楽事務局長】

議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」、農地法第3条第1項の規定に基づき、所有権移転の許可申請があったので審議に付す。令和4年12月19日提出、双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

申請内容をご説明します。譲渡人は、双葉町大字石熊字石熊×× ××××氏、譲受人は、双葉町大字石熊字石熊×× ××××氏で、生前一括贈与になります。譲渡しようとする土地は、双葉町大字石熊字××ほか×筆で、田×××㎡、畑×××㎡、合計×××㎡です。

所有権移転後の営農計画については、作付予定作物は水稻及び飼料用とうもろこしで、農機具等はトラクター、田植機、1トントラック、軽トラックを自己資金で購入予定としています。農作業従事者は、譲受人のほか家族2人となっています。周辺地域との関係について、譲渡する農地は、親子間の贈与による権利移動であり、これまでと同様に田畑として利用する予定であり、周辺農地の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。また、地域の水利調整、農地の利用調整に協力するとともに、農業の維持発展に関する話し合いに参加し、共同利用施設の取り決めに遵守し、獣害対策に協力しますとしています。以下、所有権移転をしようとする農地の登記簿、図面を添付しております。

説明は以上になります。ご審議よろしく願いいたします。

【澤上会長】

本件に係る調査結果を地区担当委員である鵜沼委員から報告願います。

【鵜沼委員】

譲渡人の××さんには、×月×日の×時×分頃、電話で連絡しました。今回の申請について確認したところ、間違いありませんとのことでありました。農地を譲渡する理由としては、後継者の××さんに生前一括贈与したいとのことでした。譲受人の××さんについては、帰宅する時間がまちまちということでしたので、電話をいただきたいとお伝えしたところ、同日×時×分頃、電話をいただきました。××さんについても、今回の申請内容について間違いありませんとのことでありました。また、避難指示解除後には営農再開しますということでした。以上報告いたします。

【澤上会長】

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

(「なし」の声)

【澤上会長】

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。議案第1号は許可申請のとおり許可することに決定いたしました。本日の議案審議は以上になります。

(13時40分終了)

引き続き、下記事項について協議

(1) 令和5年1月定例総会の日程について

引き続き、下記事項について報告

(1) 工事完了報告について(株式会社関電工)

(2) 工事進捗状況報告について(東北電力ネットワーク株式会社)

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会長.....澤 上 榮.....⑩

議事録署名人.....木 幡 治.....⑩

議事録署名人.....大 橋 利 一.....⑩